

令和2年度 共同生活援助 事業計画

共同生活援助事業所 ホームにじ

1 基本方針

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、障がいを持つ方が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行うことを目的とする。

また、業務マニュアルを見直し、効率的な職員勤務体制のもとで業務の遂行を行う。

2 経営の方針

(1) 利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護や、相談その他の日常生活上の援助を適切に行う。

(2) 利用者の日中活動担当との連絡調整や、余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(3) 関係市及び地域の福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(4) 各利用者の障がい特性や生活に合わせ利用者個々のニーズと目標に沿った援助を行う。

(5) 地域で生活を送るため自治会活動等への参加、地域貢献を積極的に行う。

3 事業経営の内容

(1) 利用者支援

- ・ サービス管理責任者を中心とした個別支援計画の作成、及び個別支援計画に基づく支援を行う。
- ・ 虐待防止、権利擁護に努め、利用者に寄り添った意思決定支援を行う。
- ・ 余暇支援を中心とした、目標を持った発展的な活動支援を行う。
- ・ 各関係機関との連携を通し、ネットワークの構築及び維持に努め支援体制の確立を行う。

(2) 地域社会との共生

- ・ 相談支援事業所や地域の社会資源との連携を図る。
- ・ 地域の自治会活動に積極的に参加する。

(3) 施設管理、効率的な施設運営

- ・ 居住空間の環境整備に努める。
- ・ 効率的な職員勤務体制のもとでの業務遂行を行う。

(4) 職員研修

- ・ 共同生活援助や隣接した領域に関連する研修へ参加し、職員の資質の向上をは

かるとともに、各職員の支援能力の向上を目指す。

(5) 災害防止、危機管理

- ・ 消防設備の整備と、職員・利用者・地域住民とともに防火に努める他、災害・緊急時の対応を確立し、リスク管理の徹底を図る。
- ・ 消防計画を基に、消火訓練・避難訓練・通報訓練を実施する。
- ・ 安全運転管理を通して、車両事故防止に励む。

(6) その他

- ・ 就労支援に必要な支援や利用者のニーズに合った地域資源の開拓をする。
- ・ 個人情報の保護に努める。
- ・ 他事業所や関係機関との重層的な連携を図る。

4 重点目標

(1) 利用者支援

- ・ 各職員との信頼関係の維持及び、安全かつ安心な生活ができる環境の提供及び支援を行う。
- ・ 虐待防止の徹底、利用者の意思決定支援。
- ・ 利用者一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、心のケアを念頭においた支援を行う。

(2) 地域社会との共生

地域の自治会活動への参加や地域主催の行事への参加、防災協力等を通し、地域の中での生活を確立する。

(3) 職員研修

関係機関の主催する研修等への参加や虐待防止や障がい特性に関する事業所内の内部研修の充実を図り、利用者に対する支援技術の向上を目指す。

(4) 災害防止、危機管理

- ・ 消防法改正に伴うスプリンクラー、連動型自動火災通報装置設置。
- ・ 消防設備の点検及び維持。
- ・ 夜間緊急時の対応方法の検討と実施。
- ・ 消火訓練・夜間想定を含む避難訓練・通報訓練の実施。
- ・ 地域との防災対応に関する連携。

(5) その他

- ・ 職員資質の向上を図り、法人理念の浸透及び支援の質の担保に努める。
- ・ ひなたの機能を活かしながら短期入所や、24時間対応サービスを軸とした窓口を置き、柏原市における生活支援拠点の役割を果たしていく。